

2001年7月4日

東京外国為替市場委員会第45回会合議事録

開催日時	2001年6月21日 13:00～14:40
場 所	日本銀行本店新館9階大会議室
議 長	住田 知正(東京三菱銀行)
副 議 長	大倉 孝 (バークレイズ銀行)
副 議 長	花井 健 (日本興業銀行)
書 記	西川 広親(日本銀行)
参加委員数	16名(別紙)

1. 各小委員会からの報告

各小委員会より、現在の活動状況について報告がなされました。

(1)教育小委員会

今井小委員長(三和銀行)より、以下の通り報告がありました。

① 次回のFXセミナーを9月初旬に開催する方向で検討している。テーマについては、CLSなど市場で注目されているものを選考している段階。また、フォレックス・クラブにも協賛をお願いする予定である。

(2)法律小委員会

金上小委員長(三菱信託銀行)より、以下の通り報告がありました。

① “98 Definitions”の解説資料作成プロジェクトについては、9月末頃に出版できる様、作業を進めている。完成した暁には、当委員会とISDA Japanとで共同セミナーを開催することを検討している。

② 第44回会合で Model Code 小委員会から、東京 Code of Conduct に記載する、推奨すべき基本契約書(Terms and conditions for financial instruments)の選定と内容の概説作成について依頼があった。同小委員会では検討の結果、下記の5つの基本契約書について、記載することが適当と判断した。また、概説については作成出来次第、Model Code 小委員会に提出する。

- the ISDA Master Agreement
- the International Foreign Exchange Master Agreement (IFEMA)
- the International Foreign Exchange and Options Master Agreement (FEOMA)
- the International Currency Options Market Master Agreement (ICOM)
- the International Deposit Netting Agreement

(3)Eコマース小委員会

野手小委員長(三井住友銀行)より、以下の通り報告がありました。

- ① 電子ブローキングシステムの事故への対応体制について説明してもらうため、EBS関係者を本日の会合に招くこととした。
- ② 第44回会合で問題提起された、本邦居住者がマルチポータルの為替電子取引で非居住者と取引を行った場合の報告義務の有無については、従来報告対象となっている取引であれば取引形態に拘らず報告義務が発生することを、日本銀行に改めて確認した。

※②の問題についての問い合わせ先: 日本銀行国際局国際収支課

(4)T+1小委員会

小林小委員長(ステートストリート銀行)より、以下の通り報告がありました。

- ① 現在、ファンド・マネージャーに対して、「T+1 問題」の認識状況を調べるためのアンケート調査実施を検討中である。アンケートの具体的内容については、啓蒙の目的も兼ねてT+1問題の解説も盛り込むことを予定している。

(5)CLS 小委員会

市川小委員長(富士銀行)より、以下の通り報告がありました。

- ① CLS 小委員会では、まず CLS 導入に伴いフロント側で事務遂行上の対応を必要とする変化の有無を確認していくこととしたい。その結果を踏まえ、(a) 変化があった場合、市場参加者に注意喚起・伝達を行うほか、(b) 場合によっては当委員会から CLS 側に働きかけることも考え得るが、この点については働きかけるルートや形式等、注意深く検討していく必要があると思われる。また、同趣旨に鑑みて、CLS 業務担当者を適宜小委員会に招聘し議論を行っていくこととしたい。
- ② 前回会合時に東京における CLS ユーザー・グループの専門家から、いくつかの点につき問題提起が行われたが、今後、小委員会で、提起された問題毎に具体的な検討の要否や、緊急度を考慮したうえで、議論を行っていきたい。
上記活動方針案は、了承されました。

(5)Model Code 小委員会

Model Code 小委員会の金上委員(三菱信託銀行)より、Model Code の第6章「Brokers & Brokerage」に関し、東京 Code of Conduct (Orange Book)との相違点や Orange Book 改訂の要否等に関する小委員会での検討結果について概要以下のような報告がありました。

- ① Model Code は電子ブローキング取引について独立した条項を有している(第3条)のに対し、Orange Book は「付記」のみであり、内容も Model Code に合わせて全面的に改める必要がある。また、Orange Book 第19条「オーダーの取扱い」に、電子ブローキング取引の際の留意点を記述するべきである。
- ② デイラーとブローカーの関係についての記述は、Model Code、Orange Book 共に細部に及び過ぎていると思われるものもあり、現在の Orange Book の内容をベースに、現状に合うよう更新を行えばよいと思われる。

上記検討結果は了承され、今後、上記の方針に沿って、作業を行うこととなりました。

2. 電子ブローキングのコンティンジェンシー体制について

上記標題に関して、イービーエス・ディーリング・リソース・ジャパンの大木一寛シニア・リレーションシップ・マネージャーが招聘され、EBSの世界ネットワークにおける危機管理体制について、回線のバックアップ体制等に関する説明がありました。

3. その他

(1)海外市場委員会との連絡

居村オブザーバー(東京三菱銀行)より、ニューヨーク外国為替委員会から同委員会の6月会合における議題リストが送られてきたことが報告されました。

また、今年11月に香港外国為替金融市場委員会が主催する各国市場委員会代表者を招いての合同会合について当委員会からの参加の可否について打診があり、当委員会からも参加者を送る予定である旨回答したとの報告がなされ、了承されました。今後、派遣者等、具体的対応について検討していくことになりました。

(2)タイバーツ取引の報告義務強化の動き

居村オブザーバーより、タイ中央銀行が非居住者間のバーツ取引について報告義務を強化する計画が発表されたことについて報告がありました。結局、この計画は撤回されたものの、本委員会でも今後の動向を注意深く見守ることとなりました。

以 上

東京外国為替市場委員会委員名簿(6月21日現在)

<委員>

議長	○住田 知正	(東京三菱銀行)
副議長	○花井 健	(日本興業銀行)
副議長	○大倉 孝	(ハークレイス銀行)
書記	○西川 広親	(日本銀行)
運営小委員長	○加藤 博光	(野村証券)
兼 広報小委員長		
教育小委員長	○今井 雅人	(三和銀行)
法律問題小委員長	○金上 孝	(三菱信託銀行)
Eコマース小委員長	○野手 弘一	(三井住友銀行)
T+1小委員長	○小林 和成	(ステート・ストリート銀行)
NDF・CFD 小委員長	○市川 亨	(富士銀行)
Model Code 小委員長	○中島 尚彦	(スタンダードチャーター銀行)
	○酒匂 隆雄	(UBS 銀行)
	○石川 栄一	(イービーエス・ディーリング・リソース・ジャパン)
	○神田 紀昭	(ロイター・ジャパン)
	○伊藤 一雄	(トウキョウフォレックス上田ハーロー)
	川鍋 修司	(チェースマンハッタン銀行)
	○河野 大介	(シティバンク)

<オブザーバー>

	○野口 嘉彦	(マネー・ブローカーズ・アソシエーション)
	川添 敬	(日本銀行)
	○居村 元	(東京三菱銀行)
	○加辺 猛	(日本興業銀行)

(注) 敬称略(順不同)。○は今回出席。